

住所変更手続きに 関する説明会

～稲城市平尾四丁目～

稲城市 都市建設部
都市計画課 住居表示担当

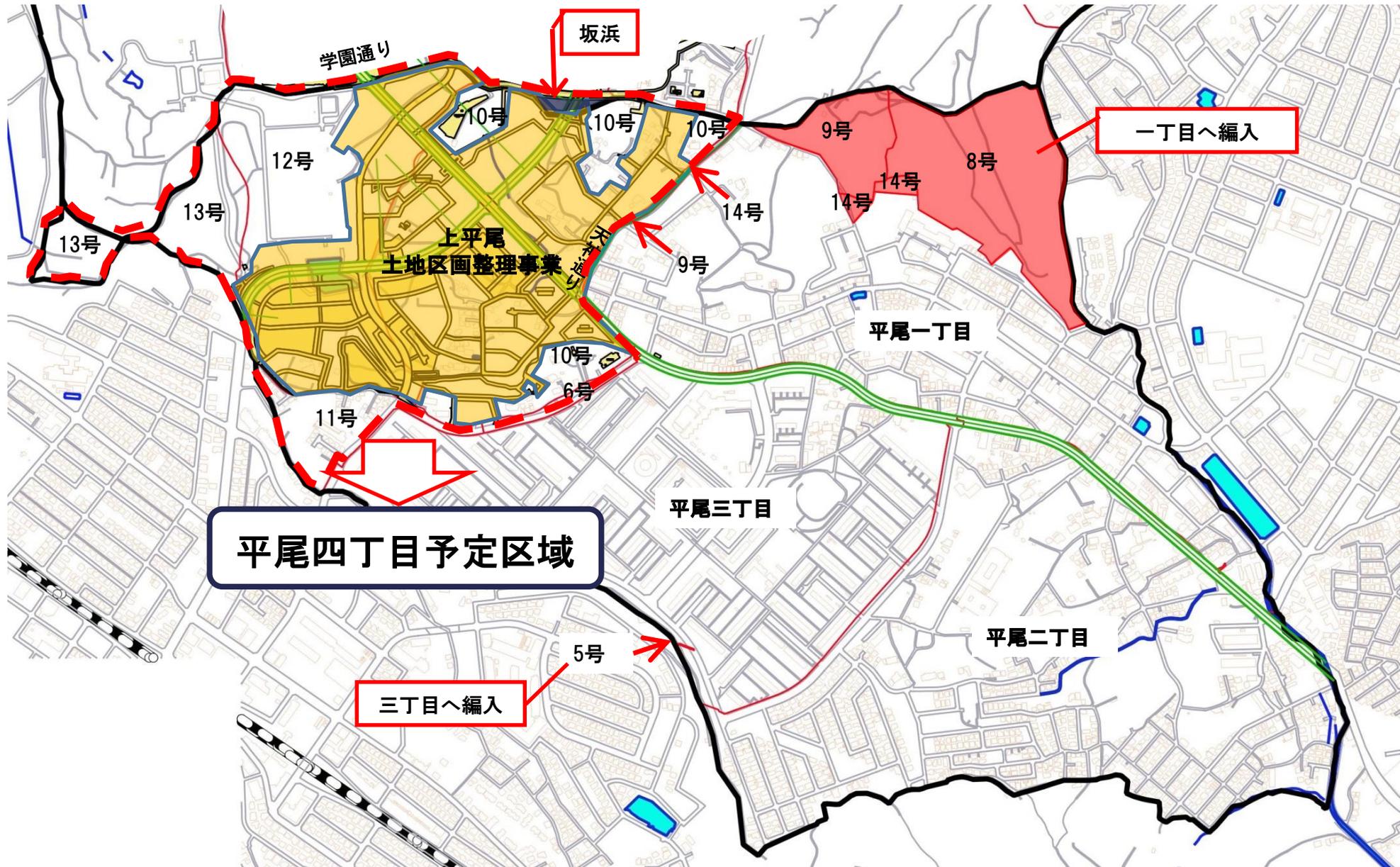


次第

- 市あいさつ
- 住所変更手続きについて
 - 住所整理対象区域
 - 各種変更通知書について
 - 新しい住所の付け方
 - 住所等の変更について
 - 住所変更手続きについて
- 質疑応答

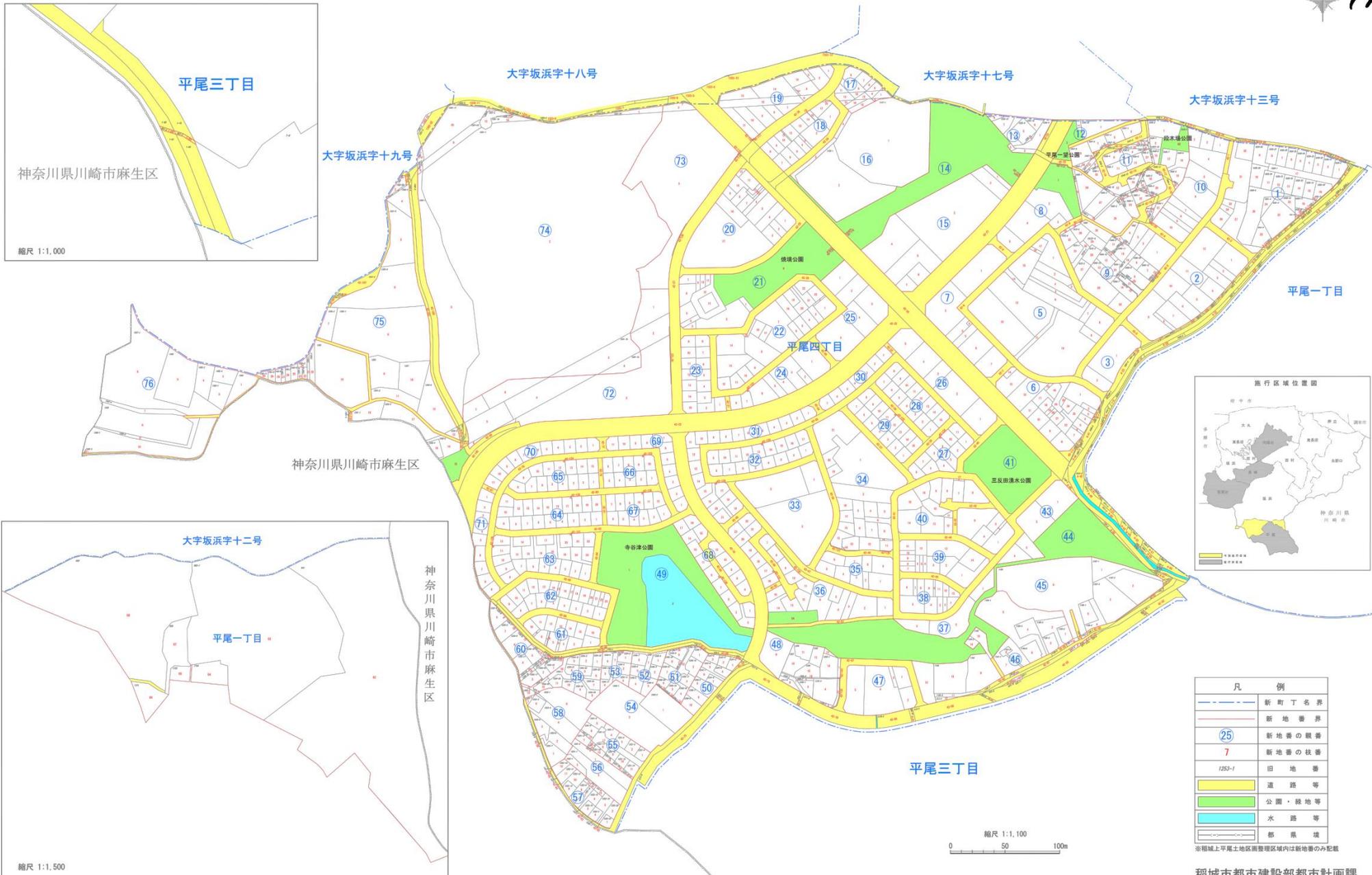
住所整理対象区域

住所変更日：平成31年3月2日（土）

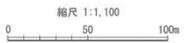


新旧地番対照図（稲城市平尾・坂浜）

平成31年3月2日施行



凡 例	
	新町丁名界
	新地番界
	新地番の親番
	新地番の枝番
	旧地番
	道路等
	公園・緑地等
	水路等
	都県境



各種変更通知書について

稲 都 都 第 1 5 9 8 号
平 成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

様

稲城市長 高橋 勝浩

町 名 地 番 変 更 通 知 書

町界町名地番整理に伴い、あなたの所有（管理）する土地の所在地番が下記のとおり変更になりますので通知します。

記

	変更年月日	平成 31 年 3 月 2 日
変更前の土地の所在地番	変更後の土地の所在地番	
稲城市大字平尾字 号 番	稲城市平尾四丁目 番	

上記の地番、所有の状況は、平成 30 年 11 月 9 日現在のものです。

問い合わせ先 稲城市 都市建設部 都市計画課 住居表示担当
電 話 042-378-2111（内線 322・323）



町名地番変更通知書



住所変更通知書

稲 都 都 第 1 5 9 8 号
平 成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

様

稲城市長 高橋 勝浩

住 所 変 更 通 知 書

町界町名地番整理に伴い、あなたの住所が下記のとおり変更になりますので通知します。

記

	変更年月日	平成 31 年 3 月 2 日
変更前の住所	変更後の住所	
稲城市平尾 番地	稲城市平尾四丁目 番地	

上記の住所の状況は、平成 30 年 11 月 9 日現在のものです。

問い合わせ先 稲城市 都市建設部 都市計画課 住居表示担当
電 話 042-378-2111（内線 322・323）

各種変更通知書について

稲 都 都 第 1 5 9 8 号
平 成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

様

稲 城 市 長 高 橋 勝 浩

建 物 所 在 地 番 変 更 通 知 書

町界町名地番整理に伴い、あなたの所有（管理）する建物の所在地番及び家屋番号が下記のとおり変更になりますので通知します。

記

変更前		変更後	
		変更年月日	平成 31 年 3 月 2 日
建物の所在	家屋番号	建物の所在	家屋番号
稲城市大字平尾字 号 番地		稲城市平尾四丁目 番地	

上記の地番、所有の状況は、平成 30 年 11 月 9 日現在のものです。

問い合わせ先 稲城市 都市建設部 都市計画課 住居表示担当
電 話 042-378-2111 (内線 322・323)



建物所在地番変更通知書



町名地番変更通知書（法人用）

稲 都 都 第 1 5 9 8 号
平 成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

様

稲 城 市 長 高 橋 勝 浩

町 名 地 番 変 更 通 知 書 (法 人 用)

町界町名地番整理に伴い、あなたの法人所在地が下記のとおり変更になりますので通知します。

記

		変更年月日	平成 31 年 3 月 2 日
変 更 前 の 所 在 地		変 更 後 の 所 在 地	
稲 城 市 平 尾 番 地	番 地	稲 城 市 平 尾 四 丁 目 番 地	

上記の所在地の状況は、平成 30 年 11 月 9 日現在のものです。

問い合わせ先 稲城市 都市建設部 都市計画課 住居表示担当
電 話 042-378-2111 (内線 322・323)

お知らせ用無料ハガキについて

封筒

表面

郵便はがき

〒□□□□□□

通信事務郵便

住所の表示変更のお知らせ

多摩郵便局

206 8799

裏面

住所変更のお知らせ

2019年(平成31年)3月2日から住所の表示変更が行われ、お知り合いの方の住所の表示が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

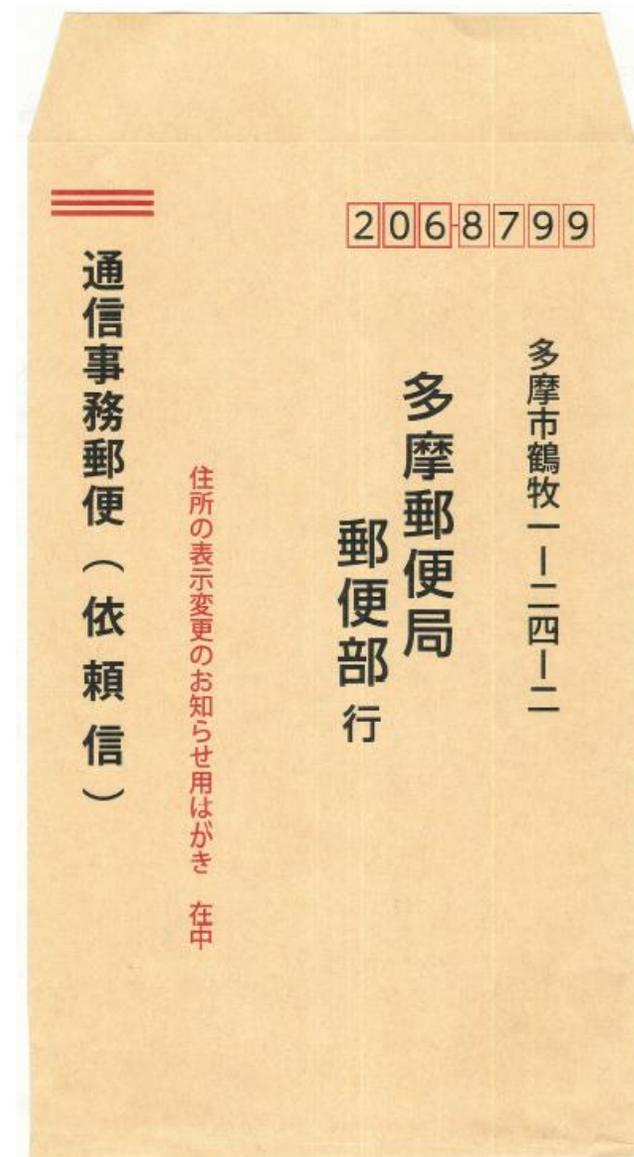
○今後郵便をお出しの際は、郵便番号及び新住所をご記入ください。

新住所

郵便番号 206-0823

稲城市平尾四丁目____番地の____

ご氏名



住居番号表示板について



※表面のビニールは、はがしてください。

住所等の変更について

	住 所	本 籍	土 地	建 物
変更前	平尾 1 1 1 番地の 1	平尾 1 1 1 番地 1	大字平尾字三十号 1 1 1 番 1	大字平尾字三十号 1 1 1 番地 1
変更後	平尾四丁目 1 2 番地の 3 4	平尾四丁目 1 2 番地 3 4	平尾四丁目 1 2 番 3 4	平尾四丁目 1 2 番地 3 4

※略式表示の場合、稲城市平尾 4 - 1 2 - 3 4。

※平尾地区、坂浜地区の郵便番号は変更ありません。

※本籍の変更通知書については、後日市役所市民課から通知いたします。

新しい住所等は 3 月 2 日（土）以降にご使用になれます。

住所変更手続きについて

《公簿等》

公簿等	問い合わせ先	説明
住民票、印鑑登録原票	市役所市民課 市民窓口係	市役所が新しい住所に変更します。 手続きは不要です。
戸籍簿、戸籍の附票	市役所市民課 戸籍係	市役所が新しい本籍、住所に変更します。 手続きは不要です。
固定資産税課税台帳	市役所課税課 土地係・家屋係	市役所が新しい住所に変更します。 手続きは不要です。 課税時点の住所が旧住所の場合があります。

住所変更手続きについて

《土地・建物》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
土地登記簿、建物登記簿 (表題部)	不動産の所在地を管轄する 法務局（稲城市内の不動産 の場合） 東京法務局府中支局 府中市新町2-44 ☎042-335-4753	法務局が、新しい町名地番 等に書き換えます。	_____
土地、建物等不動産所有者 の住所変更（権利部） ※実施区域内に住所がある 方で、土地・建物等を所有 している方		期限はありませんが、売 買・相続をされる方は手続 きを完了しておいた方がよ いと思われます。 ※変更日以降の2か月ほど の期間は一般の登記事務が 停止されていますので、終 了後にお願ひします。	・登記申請書 ・町名地番変更通知書また は証明書 ・住所変更通知書または証 明書 ・印鑑（認印でも可）
抵当権、地上権、賃借権、 仮登記などの住所変更（権 利部）			

※不動産業者などが手続きを代行した場合にかかる費用は個人負担になります。

※法人等に関する変更手続きの詳細は、「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。

補足

表題部 (土地の表示)	調製	余白	不動産番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	稲城市大字平尾字〇号		余白	
	稲城市平尾四丁目			
① 地番	②地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]	
1 2 3 4 番 5 6	宅地	1 2 3	1 2 3 4 番 5 5 から分筆 [平成 1 2 年 3 月 4 日]	
9 9 番 9	宅地	1 0 0	平成 3 1 年 3 月 1 日土地区画整理法による換地 処分 [平成 3 1 年 3 月 2 日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権登記名義人住所変更	平成 3 1 年 3 月 2 日 第 1 2 3 4 5 号	所有者 東京都稲城市平尾四丁 目 9 9 番 9 稲城 太郎

住所変更手続きについて

《個人番号（マイナンバー）カード等》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
通知カード	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 平尾出張所 ☎042-331-6346	変更日以降	・通知カード ・本人確認書類 ※同一世帯以外の方がお越しになる際は委任状が必要です。
個人番号カード	若葉台出張所 ☎042-350-6321	変更日以降	・個人番号カード ・本人確認書類 ※本人又は同一世帯の方がお持ちください。 （交付の際に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要です。）
（電子証明書） 使用先において変更が必要な場合 ※e-Taxについては現在のままで使用可能です。		変更日以降	・個人番号カード ・本人確認書類 ※本人がお越しください。 （交付の際に設定した4ケタの暗証番号と英数字を含む6ケタ以上の暗証番号の入力が必要です。）

住所変更手続きについて

《住民基本台帳カード》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
住民基本台帳カード	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 平尾出張所 ☎042-331-6346 若葉台出張所 ☎042-350-6321	変更日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード ・本人確認書類 ※本人または同一世帯の方がお持ちください。 （交付の際に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要です。）

《在留カード等》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111	変更日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証

住所変更手続きについて

《保険、年金、医療証、福祉関係等》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証（対象者のみ） 限度額適用認定証（対象者のみ）	市役所保険年金課 国民健康保険係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※新しい保険証等を簡易書留で郵送します。
後期高齢者医療被保険者証 限度額適用・標準負担額減額認定証（対象者のみ） 特定疾病療養受療証（対象者のみ）	市役所保険年金課 後期高齢者医療係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※新しい保険証等を簡易書留で郵送します。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証（対象者のみ） 介護保険負担限度額認定証（対象者のみ）	市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※新しい保険証を郵送します。
健康保険（協会けんぽ等） 共済組合など	各勤務先	詳細は各勤務先にお問い合わせください。	

住所変更手続きについて

《保険、年金、医療証、福祉関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
国民年金の加入者	市役所保険年金課 年金係 ☎042-348-2111	手続きは不要です。	_____
厚生年金の加入者	各勤務先	詳細は各勤務先にお問い合わせください。	
国民年金、厚生年金の受給者	日本年金機構 府中年金事務所 府中市府中町2-12-2 ☎042-361-1011	手続きは不要です。	_____
共済年金の受給者	各共済組合	詳細は各共済組合にお問い合わせください。	

住所変更手続きについて

《保険、年金、医療証、福祉関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
被爆者健康手帳 健康診断受診票 (被爆者の子)	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地(氏名)変更届(都内変更) ・住所変更通知書または証明書 ・被爆者健康手帳または健康診断受診者証 ・手当証書(手当受給者のみ) ・医療券(認定者のみ) ・印鑑

住所変更手続きについて

《保険、年金、医療証、福祉関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
障害福祉サービス受給者証 自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療） 心身障害者医療費助成（障受給者証）	市役所障害福祉課 障害福祉係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。 ※すぐに表示の変更が必要な方はお申し出ください。	_____
心身障害者福祉手当 特殊疾病患者見舞金 障害児福祉手当 特別障害者手当 重度心身障害者手当		手続きは不要です。	_____
身体障害者手帳 愛の手帳 小児慢性特定疾病医療受給者証		変更日以降	・身体障害者手帳、愛の手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証のうちお持ちのもの ・住所変更通知書または証明書
特定医療費（指定難病）受給者証・難病医療券（都医療券） 自立支援医療（精神通院医療） 精神障害者保健福祉手帳		更新時に変更します。	_____

住所変更手続きについて

《保険、年金、医療証、福祉関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
児童手当 児童育成手当	市役所子育て支援課 手当助成係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
児童扶養手当 特別児童扶養手当		手続きは不要です。 ※すぐに表示の変更が必要な方はお申し出ください。	_____
乳幼児医療費助成(乳) 義務教育就学児医療費助成(子) ひとり親家庭等の医療費助成(親) 未熟児養育医療費給付		手続きは不要です。	※新しい医療証を郵送します。
稲城市立第三、第四、第五保育園への住所変更	市役所子育て支援課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※保育園で独自に登録している制度等がある場合は、各園へお問い合わせください。
上記以外の保育園・幼稚園への住所変更	各保育園・幼稚園	変更日以降	各園へお問い合わせください。

住所変更手続きについて

《保険、年金、医療証、福祉関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
子どものための教育・保育給付支給認定証	市役所子育て支援課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	※新しい認定証が必要な方は申し出てください。
学童クラブ	市役所児童青少年課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	
大気汚染医療(都) (気管支喘息等)	稲城市保健センター ☎042-378-3421 稲城市百村112-1	変更日以降	・住所変更通知書または証明書

住所変更手続きについて

《自動車・オートバイ関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	<p>多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧1-26-1</p> <p>府中運転免許試験場 ☎042-362-3591 府中市多磨町3-1-1</p> <p>都内の警察署、試験場及び免許更新センター</p>	変更日以降	<ul style="list-style-type: none"> 住所変更通知書または証明書 自動車運転免許証 本籍変更通知書または証明書（該当する方）
小型特殊自動車・原動機付自転車（125cc 未満）の所有者の住所変更	<p>市役所課税課市民税係 ☎042-378-2111</p>	手続きは不要です。	_____
軽自動車の車検証の住所変更	<p>軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎050-3816-3104 府中市朝日町3-16-22</p>	変更日以降	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証（車検証）原本 住所変更通知書または証明書 印鑑

住所変更手続きについて

《自動車・オートバイ関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
自動車、オートバイ（125cc以上）の車検証の住所変更	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2033 国立市北3-30-3	変更日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証（車検証）原本 ・住所変更通知書または証明書 ・印鑑（シャチハタ不可） <p>※軽二輪（250cc 以下）は軽自動車届出済証及び自賠責保険証明書が必要です。</p>
自動車保管場所証明書（車庫証明書）	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧1-26-1	手続きは不要です。	_____

※自動車販売店などが手続きを代行した場合にかかる費用は、個人負担になります。

住所変更手続きについて

《学校関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
通学区域	市役所学務課学務係 ☎042-378-2111	通学区域は変更ありません。	_____
稲城市立小中学校への住所変更		手続きは不要です。	学校で独自に登録している制度等がある場合は、各学校へお問い合わせください 稲城第二中学校 ☎042-331-3640 平尾小学校 ☎042-331-4391
上記以外の学校等への住所変更	各学校等	変更日以降	各学校へお問い合わせください。

住所変更手続きについて

《法人関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
会社及び法人の所在地の変更登記及び代表者の住所の変更登記 (実施区域内に本・支店の所在地または代表者の住所がある場合)	本店の所在地を管轄する 法務局 支店の所在地を管轄する 法務局	法定期間内に申請 してください。 本店：2週間以内 支店：3週間以内	・登記申請書 ・町名地番変更通知書または証明書（法人用） ・印鑑（届出印）
介護サービス事業者	所轄庁 ※稲城市が所轄庁の場合は 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎042-378-2111	変更日以降、法人 登記変更後に変更 手続きをしてくだ さい。	_____
社会福祉法人の定款変更	所轄庁 ※稲城市が所轄庁の場合は 市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降、法人 登記変更後に変更 手続きをしてくだ さい。	所轄庁にお問い合わせください。

住所変更手続きについて

《法人関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
宗教法人 (神社・寺院など)	東京都生活文化局 都民生活部管理法人課 宗教法人担当 ☎03-5388-3168 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎	変更日以降、法人 登記変更後に変更 手続きをしてくだ さい。	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項変更届 ・履歴事項全部証明書（所在地 変更済みのもの）

※法人等に関する変更手続きの詳細は、「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。

住所変更手続きについて

《医療機関・薬局関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
診療所・薬局・薬店・施術所・医療機器販売業者等の代表者の住所及び所在地の変更	東京都南多摩保健所 ☎042-371-7661 多摩市永山2-1-5	法律等により、手続き期間が定められている場合がありますので、左記にお問い合わせください。	
保険医療機関・保険薬局の届出事項変更（異動）届	関東信越厚生局 東京事務所 ☎03-6692-5119 新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11F	変更日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関・保険薬局届出事項変更届 ・ 町名地番変更通知書または証明書（法人用）
指定医療機関・指定施術機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）の変更の届出	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出書

住所変更手続きについて

《営業関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
古物営業・質屋営業・風俗営業・鉄砲刀剣類等の許可証の住所変更	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧 1-26-1	変更日以降	・住所変更通知書または証明書 ・町名地番変更通知書または証明書（法人用）
酒類販売業免許証の住所変更	日野税務署 ☎042-585-5661 日野市万願寺6-36-2	変更日以降	・住所変更通知書または証明書 ・町名地番変更通知書または証明書（法人用） ・印鑑

住所変更手続きについて

《公共料金関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
上下水道	<p>【上水道】 水道局多摩お客様センター ☎042-548-5100</p> <p>【下水道】 市役所下水道課 ☎042-378-2111</p>	手続きは不要です。	_____
電気	東京電力多摩カスタマーセンター ☎0120-995-661	変更日以降（お電話にて変更手続きをしてください。）	※電力自由化により契約会社異なる場合は、契約会社にお問い合わせください。
都市ガス	東京ガスお客様センター ☎0570-002211	手続きは不要です。	※都市ガス自由化により契約会社異なる場合は、契約会社にお問い合わせください。
プロパンガス	契約業者にお問い合わせください	変更日以降	_____

住所変更手続きについて

《公共料金関係》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
NTT	NTT 東日本 ☎0120-116-000	手続きは不要です。	_____
J-COM	(株)ジェイコムカスタマーセンター ☎0120-999-000	変更日以降（お電話にて変更手続きをしてください。）	_____
多摩テレビ	多摩テレビ ☎0120-118-493 （テレビサービス） ☎0120-881-679 （インターネットサービス）	詳細は多摩テレビにお問い合わせください。	
携帯電話等	加入されている携帯電話会社にお問い合わせください。		

住所変更手続きについて

《その他》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
浄化槽の登録	市役所環境課 ごみ・リサイクル係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
環境確保条例及び騒音・振動規正法の各種届出	市役所環境課 環境保全係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
工場・指定作業所			_____
避難行動要支援者の登録	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
畜犬登録	稲城市保健センター ☎042-378-3421	手続きは不要です。	_____
放課後子ども教室登録者	市役所生涯学習課 社会教育・公民館係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____

住所変更手続きについて

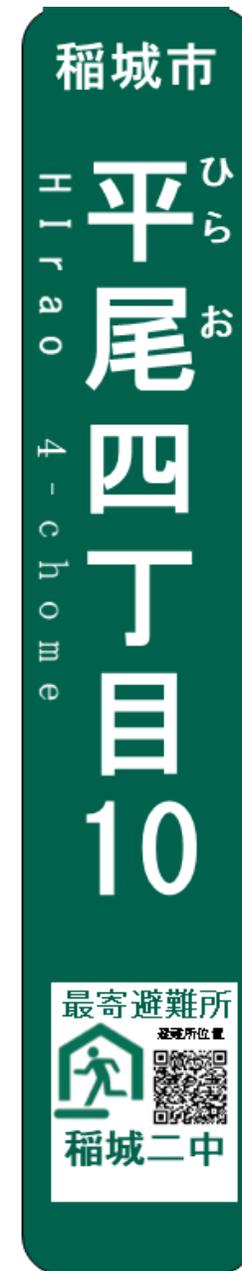
《その他》

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
公共施設利用登録者	市役所市民協働課、生涯学習課、体育課、図書館課（城山体験学習館）	手続きは不要です。	_____
学校体育施設利用登録者	市役所体育課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
図書館登録者	稲城市立中央図書館 ☎042-378-7111	更新時に変更します。	_____
各種免許、許可、許可証等の住所変更	法律・条例等に定めるところ	法律・条例等に定める期限内	・法律・条例等に定める必要書類 ・印鑑
その他	<p>■勤務先（会社）などへも住所変更手続きをしてください。</p> <p>■金融機関、保険会社、証券会社、クレジットカード会社などについては、お手数ですがそれぞれお問い合わせください。</p> <p>■旅券（パスポート）については、ご自分で現住所を2本線で消し（修正液不可）、新しい住所を記入してください。</p>		

補足



→
街区表示板



※街区表示板の設置にご協力ください。
※基本的には電柱や該当に設置いたしますが、個人の塀や擁壁などに付ける場合はご協力をお願いいたします。